

障害者総合支援法に基づく補装具の申請をされるみなさまへ

1 補装具とは

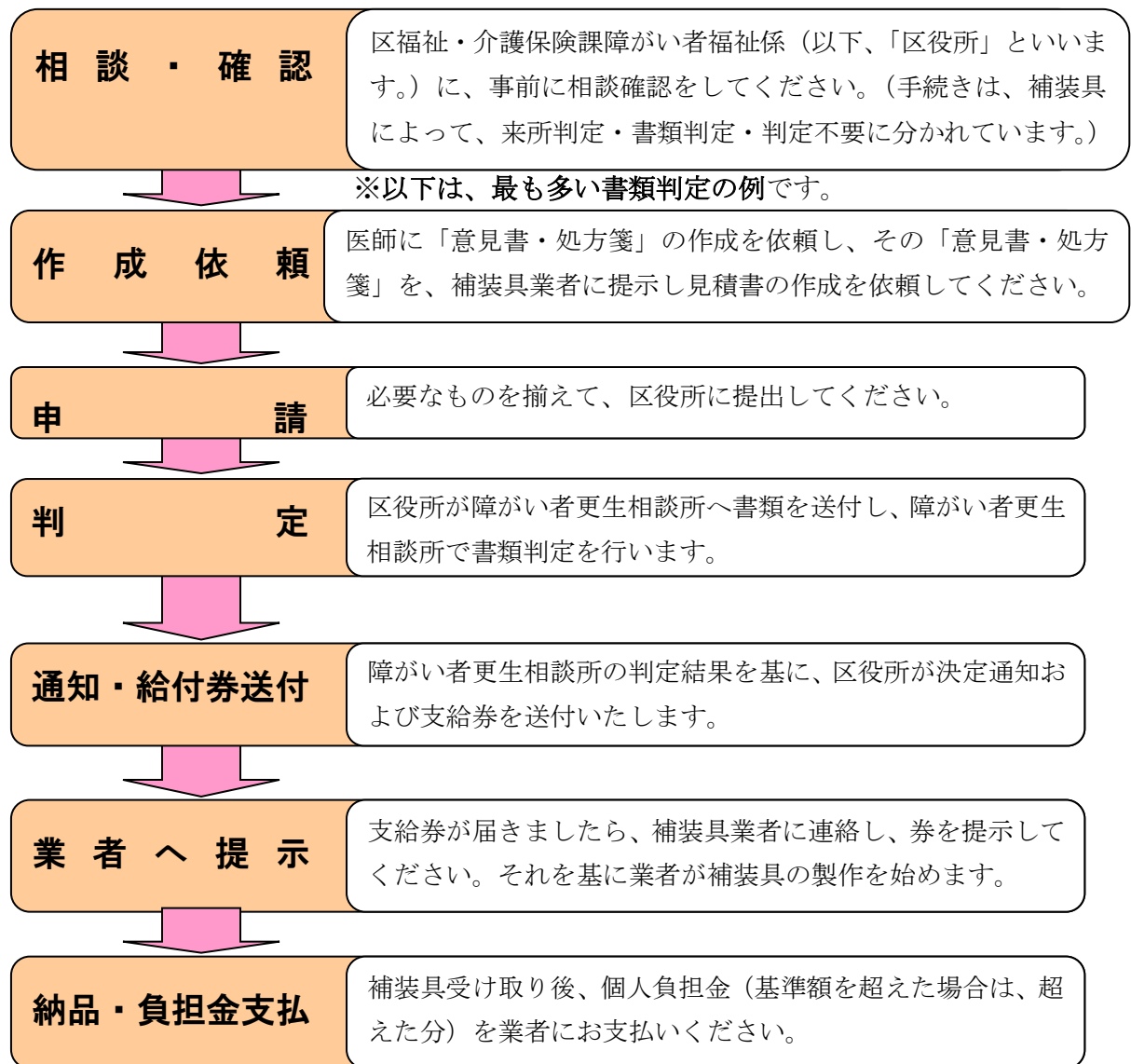
身体障がい者の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に渡り[※]継続して使用されるもの。義肢や装具、車椅子、補聴器などがあります。

※「継続して使用される」とは、日常生活で常に装着する必要があるもので、生活の一部でだけ使用するようなものは対象としていません。詳しくは窓口でお尋ねください。

2 申請の手続き

事前申請が必要です。（補装具の製作を行う前に申請をする必要があります。）

※申請されても、審査の結果、支給できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。



必要なもの（■は必ず必要になります。）

- 補装具費支給申請書
- 医師の意見書・処方箋（補装具ごとに様式が異なります）
- 希望する補装具の見積書（来所判定でない場合に必要です）
- 税額を証明する資料（福岡市で税額が確認できない方のみ必要です）
- 身体障害者手帳（もしくは難病患者等であることを証明するもの）
- マイナンバー本人確認書類

3 自己負担額

原則として費用の1割が自己負担額となりますが、世帯の所得に応じた自己負担の上限額があります。世帯の範囲は、障がい児の場合は、保護者の属する住民基本台帳上での世帯、18歳以上の障がい者の場合は、本人及び配偶者とします。

区分	対象となる人	負担限度額（月）
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	市民税非課税世帯の人	0円
一般	市民税課税世帯の人	37,200円

- ※ 基準額を超えた補装具費を支給する場合、差額は全額自己負担となります（生活保護世帯、低所得世帯の人も）。なお、自費負担をするからといって、自己の都合によりご本人の必要性を超えた補装具を申請することはできません。
- ※ 障がい福祉サービス等をご利用の方で、補装具費との合算額が上記の負担上限額を超える場合には、一部払い戻しを受けられることがあります。（領収書が必要になりますので、必ず保管をされてください。）

4 補装具費の支給を受ける際に利用する制度

補装具の製作に関しては様々な制度があり、障害者総合支援法に優先する制度に該当する場合は、そちらの制度を優先して利用していただくことになります。

- ※ 補装具費の支給を行っている制度は下記のとおりとなっており、適用する法律の優先順位が決まっています。

① 戦傷病者援護制度	戦傷病者特別援護法
② 業務災害補償制度	労働者災害補償保険法・公務員災害補償法等 * 工作中に発生した障がいのために補装具を製作する場合は、業務災害補償制度（労働者災害補償保険法・公務員災害補償法等）を利用します。 労災で支給を受けたことのある方は、以後もずっと労災で支給を受けます。
③ 社会保険制度	国民健康保険・後期高齢者医療保険・社会保険や各種共済保険等の被用者保険 * 治療用の補装具：治療やリハビリ目的の補装具は、健康保険の制度を利用します（生活保護の受給者は生活保護の制度を利用します）。 * 申請窓口は加入保険組合になります。
④ 社会福祉制度	介護保険法・障害者総合支援法
⑤ 公的扶助制度	生活保護法

5 介護保険法と障害者総合支援法

既製品の車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本杖を除く）を希望される方は、年齢や特定疾病の有無によって以下のとおり、支給する制度が異なります。（ただし、既製品では対応できない場合は、障害者総合支援法の補装具で製作することができます。）詳しくはケアマネージャー又はお住まいの区の福祉・介護保険課介護サービス係にお尋ねください。

年齢	特定疾病	支給制度
40歳未満の方	—	障害者総合支援法
40歳以上65歳未満の方	無	障害者総合支援法
	有	介護保険法（生活保護を受給している方は障害者総合支援法）
65歳以上の方	—	介護保険法

※ 特定疾病とは・・・

ガン末期、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、パーキンソン病関連疾患、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節（一側は対象外）

6 重複支給ができない補装具について

補装具の使用効果が同じものは、別種目であっても重複して支給することはできません。

例) *短下肢装具 と 長下肢装具

短下肢装具では対応できない人が長下肢装具を使用するため。

*歩行器 と 座位保持装置又は車椅子

どちらも移動を補助する補装具のため。

ただし、座位保持装置や車椅子の支給を受けていても、障がいの状態が改善して、歩行器の利用が可能になった場合は、歩行器の支給を受けることができます。その代わりに、その後は座位保持装置や車椅子は支給できなくなります。

7 座位保持装置と車椅子について

よく似た補装具に、座位保持装置と車椅子があります。

座位保持装置とは、長時間座位をとることができない人又は自力で座位をとることができない人が使用する椅子の形をした補装具です。座位保持装置には、大きな車輪を取り付けることによって、車椅子と同様に屋外での移動機能を持たせることができます。そのため、原則として、車椅子と座位保持装置はどちらか一方の支給を行っております。

8 補装具の種類

障害者総合支援法では、障がい部位ごとに支給できる補装具が定められています。

種目	耐用年数	対象
義肢（義足・義手）	1～5年	失われた手足の代わりに用いる必要のある者
上肢装具	2～3年	肢体不自由（上肢）の手帳所持者
体幹装具	1～3年	肢体不自由（体幹）の手帳所持者
下肢装具・靴型装具	1.5～3年	肢体不自由（下肢）の手帳所持者
座位保持装置	3年	肢体不自由（四肢及び体幹の機能障がい）の手帳所持者で、座位が困難な者
歩行器	5年	肢体不自由・心臓・呼吸器の手帳所持者
車椅子	6年	肢体不自由（下肢または体幹）3級以上 または、心臓1級・呼吸器1級の手帳所持者
電動車椅子	6年	肢体不自由（3肢以上に障がい）1級 または、心臓1級・呼吸器1級の手帳所持者で、歩行に著しい制限を受ける者
歩行補助つえ	2～4年	肢体不自由・心臓・呼吸器の手帳所持者
視覚障害者安全つえ	2～5年	視覚障がいの手帳所持者
義眼	2年	視覚障がいの手帳所持者
矯正・弱視眼鏡	4年	視力障がいの手帳所持者
遮光眼鏡	4年	以下の要件をすべて満たす方 ①視覚障がいの手帳所持者 ②羞明をきたしている ③羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がない
補聴器	5年	聴覚障がいの手帳所持者
排便補助具（児童のみ）	2年	安定した座位による排便が困難な者
座位保持いす（児童のみ）	3年	長時間座位をとることができない、または自力で座位を保持できない者
頭部保持具（児童のみ）	3年	障がい状況により頭部の安定を図ることが困難な者
起立保持具（児童のみ）	3年	体幹機能障がいがあり、立位が困難な者
重度障がい者用意思伝達装置	5年	肢体不自由（両上下肢全廃1級） 言語喪失3級の手帳所持者

※ 補装具の対象となっても、必要性等を判断し支給できない場合がございます。

※ 原則、1種目につき、支給できる個数は1つまでです。

※ 耐用年数は、その補装具が修理不能となるまでの予想年数を目安として定めているものであり、耐用年数を過ぎたことのみを理由として再支給することはできません。逆に、耐用年数内であっても、修理不能になった場合や部品の交換を行うよりも新たに支給した方が真に合理的・効果的であると認められる場合には、再支給できることもあります。また、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに支給することができます。